# 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の交付と利用に関するご案内

裾野市立東中学校長

お子様が旅行や受験などをする際にJRの運賃が割引になる「学割証」の申請手続きと利用上の注意点についてご案内します。

保護者の皆様におかれましては、事前に本紙をご確認いただき、適正な利用へのご協力をお願いいたします。

## １　学割制度の基本ルール

・対象区間：JRの片道の営業キロ数が100kmを超える区間が対象です。
※学割証はJR各社の利用に限り使用できます。他の鉄道会社等では使用できません。

・割引内容：普通旅客運賃（乗車券）が２割引になります。
※特急券（新幹線特急券など）やグリーン券は割引の対象外です。

・必要枚数：学割証１枚につき、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間の普通乗車券を２枚まで同時に購入できます。
※行きと帰りの乗車券を同じ窓口等でまとめて購入する場合は学割証が１枚で足りますが、別々に購入する場合は学割証が２枚必要になりますのでご注意ください。

## ２　学校への申請に関する注意点

・発行には数日かかりますので、旅行等の１週間前を目安に、余裕を持って申請してください。

・使用目的の制限について
学割証は、国の制度により「修学上の経済的負担を軽減すること」を目的に交付されます。そのため、使用は法律等で定められた目的に限られます。

| 使用目的の例 | 具体的な例 |
|---|---|
| 学校が認めた部活動・課外活動 | 部活動の遠征、公式大会・コンクールへの出場 |
| 就職・進学のための受験等 | 入学試験、面接等 |
| 学校が認めた見学・行事への参加 | 学校が認めた見学や行事への参加 |
| 傷病の治療等 | 遠方の専門医療機関への通院、療養 |
| 保護者の旅行への随行 | 保護者の郷里への帰省、保護者との家族旅行 |

## ３　学割証の利用に当たっての注意事項

・学生証等の携帯が必要です。
学割証を使用して購入した乗車券で乗車する際は、学校から交付された「身分証明書」を必ず携帯させてください。
車内で係員から提示を求められることがあります。

・本人以外の使用は「不正利用」となります。
　学割証及び購入した切符は、記載された本人しか使用できません。
・学割証を使用した乗車券は、JRの駅窓口又は学割証の取扱いが可能なサポート付き券売機等で購入してください。通常の自動券売機では購入できません。
　※近隣の主要駅（三島駅や沼津駅）では、オペレーター対応が可能な券売機で学割証を読み取らせて購入することができます。
・学割証の有効期限は、原則として発行日から３か月間です。ただし、３年生に交付する場合は、卒業後の使用を防ぐため、当該年度の３月31日を有効期限として発行します。
・旅行等の変更や中止により使用しなかった学割証は、悪用防止のため必ず学校へ返却してください。

## ４　学割制度について詳しく知りたい方へ

学割証の制度や取扱いについて、さらに詳しくお知りになりたい場合は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

→日本学生支援機構ホームページ

また、日本学生支援機構では、学割証の使用目的や利用条件、発行・管理に関するQ&Aを公開しています。

→学割証の取扱いに関するQ&A（令和８年６月）

【本校の申請窓口・手続き】
・申請場所：学校事務室窓口又は学級担任
・受付時間：平日 8:30 ～ 16:30（土日祝日・年末年始・学校閉庁日を除く）
・申請方法：①東中HP（https://susono.schoolweb.ne.jp/2220005/document）から「生徒旅客運賃割引証交付願」をダウンロードするか、事務室又は学級担任から「生徒旅客運賃割引証交付願」を受け取ってください。
　②必要事項を記入の上、事務室又は学級担任に提出してください。
・交付方法：お子様を通じてお渡しします。